

令和6年5月29日

共 産 党

機能性表示食品制度の廃止を求める意見書（案）

小林製薬(株)の紅麴の成分を含むサプリメントをめぐり、摂取したあと腎臓の病気を発症するなどして、これまでに5人が死亡し、全国で健康被害の訴えが相次いでいる。

厚生労働省は健康被害の状況について、小林製薬(株)からの報告をもとに、令和6年5月1日時点で体調に異変を感じるなどして延べ1,541人が医療機関を受診し、延べ270人が入院したと発表した。また、厚生労働省と消費者庁のコールセンターに、令和6年5月1日までに寄せられた相談は、4,778件にのぼっており「有害な物質」が含まれていたとして、3製品の回収・廃棄を命じる行政処分が行われたが、取返しのつかない事態となっている。

機能性表示食品は企業の届け出制で、人を対象にした臨床実験は必須ではなく、国の審査も行われず。研究論文も、第三者の専門家が審査する査読を経ないものがあつたと指摘されている。特定保健用食品(トクホ)と比べると、機能性表示食品は安全性・効果の担保は企業任せで、極めて不十分であり、悪質な企業の参入を防ぐ手立ても取られていない。届け出後の事後チェックしか働かず、今後とも大規模な健康被害が起きうる制度自体が問題である。

よって、板橋区議会は、政府に対し、信頼性が決定的に失われた機能性表示食品制度を一旦廃止にするよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

厚生労働大臣 宛